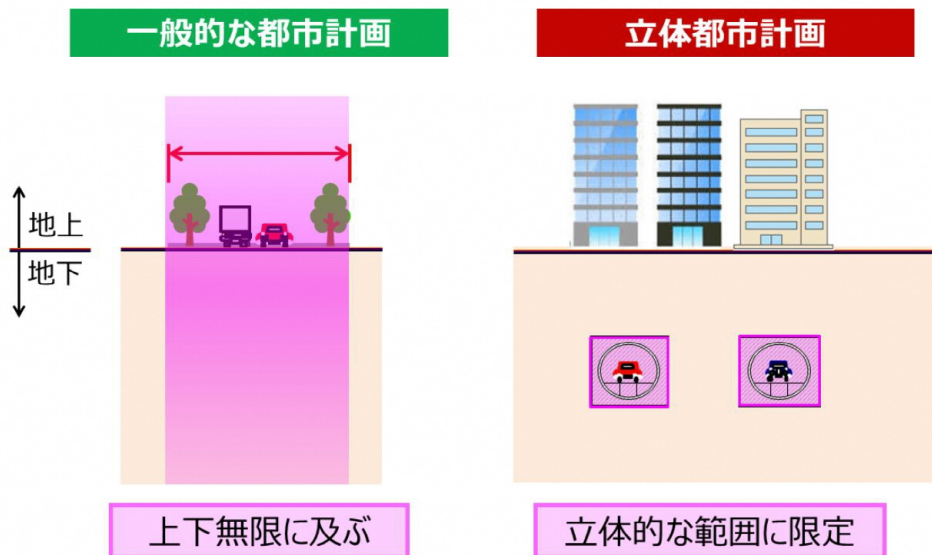


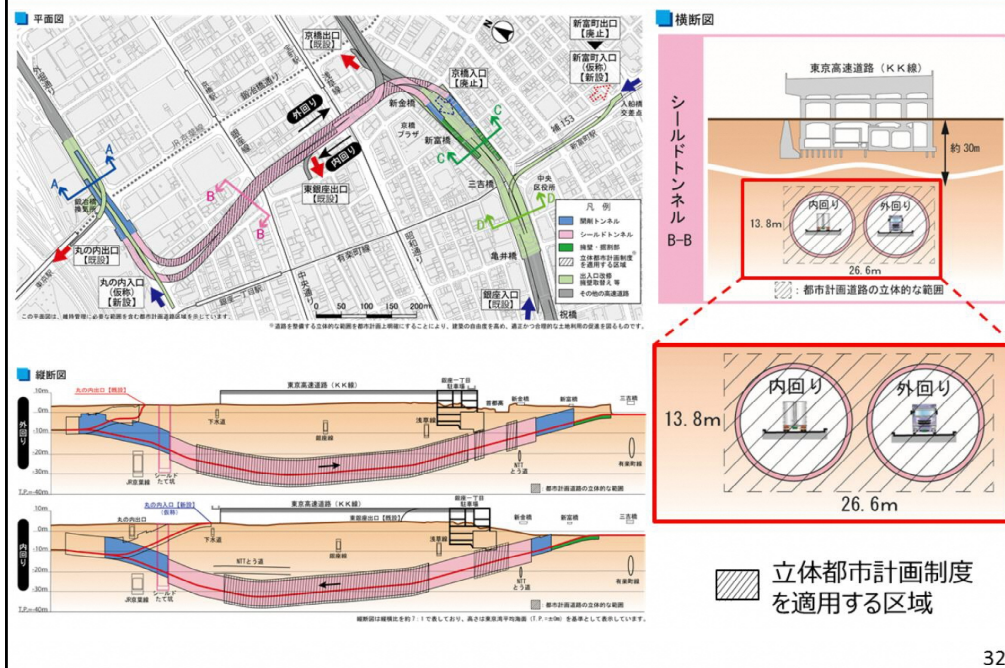
2 ① 都市高速道路第 1 号線の変更概要（素案）



31

また、新京橋連結路のシールドトンネル区間の一部において、道路を整備する立体的な範囲を都市計画上明確にすることにより、建築の自由度を高め、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、立体都市計画制度を適用します。

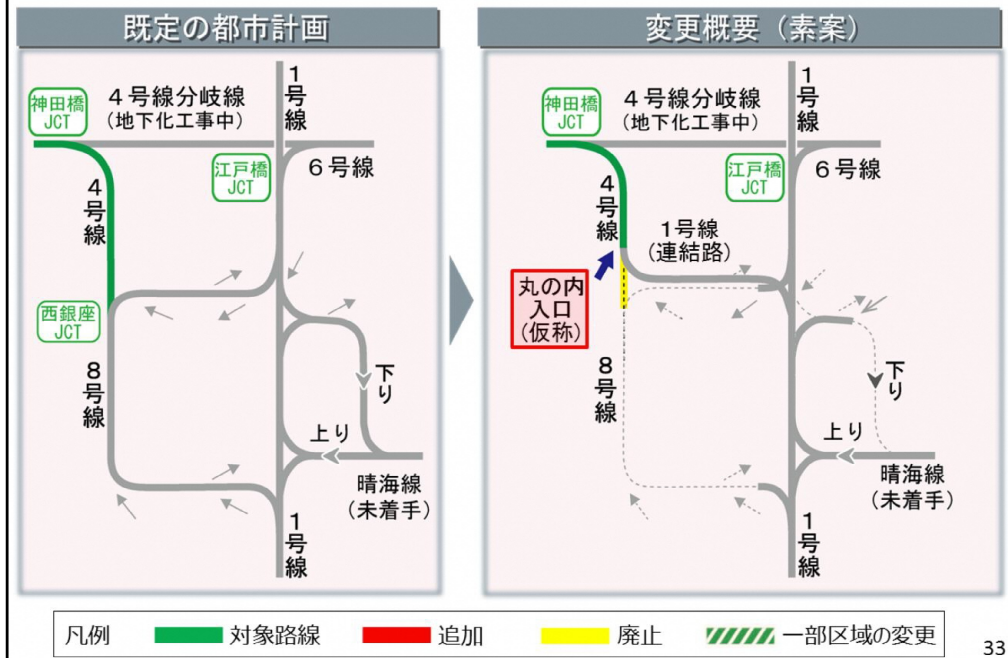
2 ① 都市高速道路第 1 号線の変更概要（素案）



この図は、立体都市計画制度を適用する区域を示しています。

外径11.8mのトンネルの外側に、維持管理に必要な幅1mを加えた斜線の範囲を都市計画道路の立体的な範囲として定めます。

2 ① 都市高速道路第 4 号線の変更概要（素案）



続いて、都市高速道路第 4 号線です。

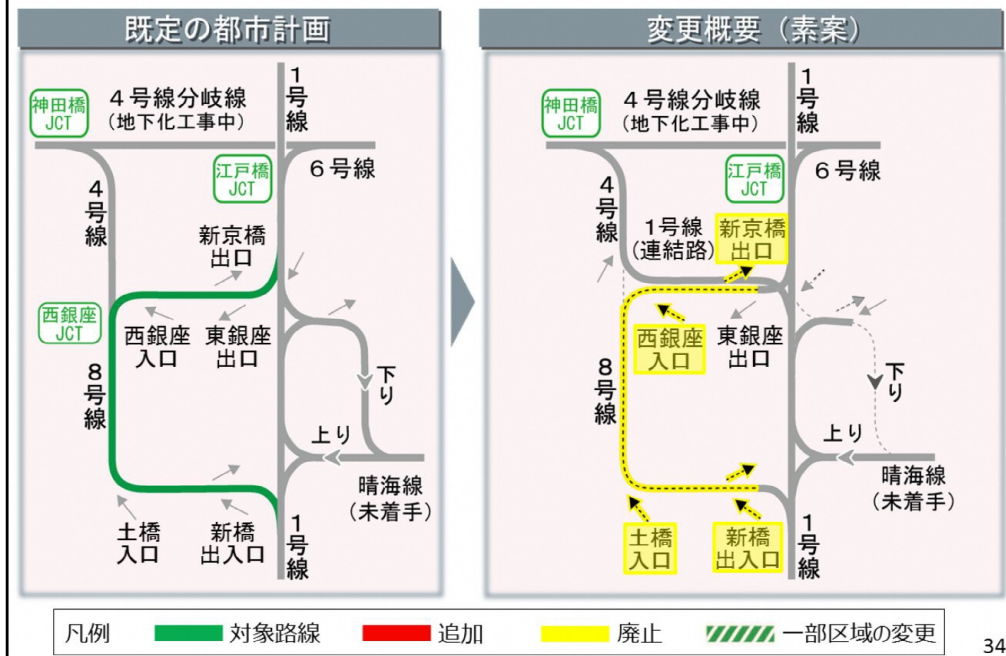
第 4 号線の終点の位置は、第 8 号線である K K 線との接続部から、新京橋連絡路との接続部に変更します。

これに伴い、延長を約 21,380m から約 20,150m に変更します。

神田橋ジャンクション以南は、2 車線で計画する新京橋連絡路と連続した区間となるため、4 車線から 2 車線の連絡路に変更します。

また、（仮称）丸の内入口を設置します。

2 ① 都市高速道路第 8 号線の変更概要（素案）

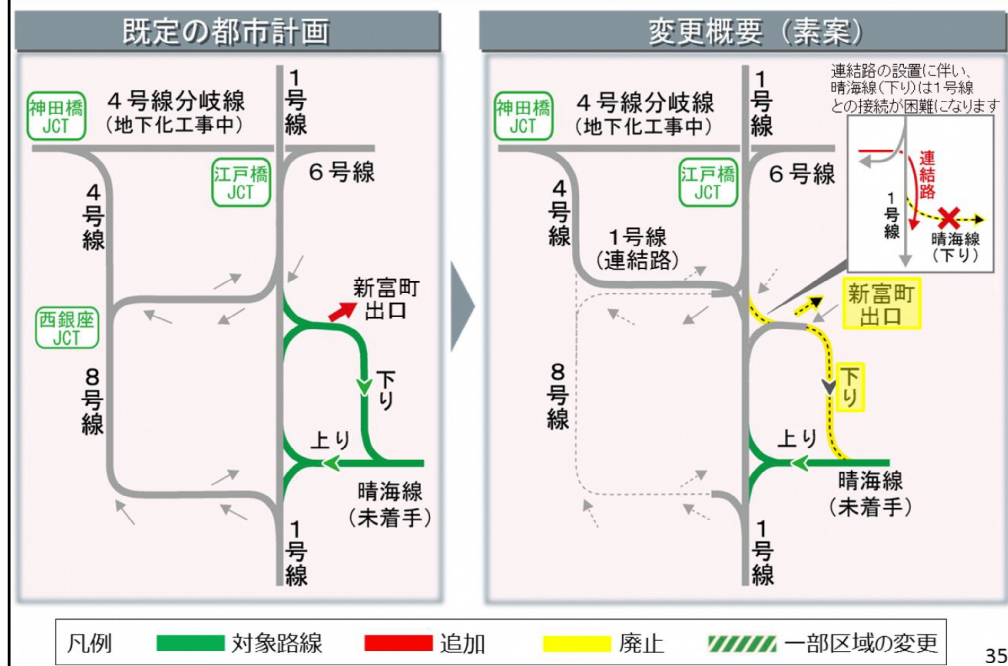


続いて、都市高速道路第 8 号線です。

第 8 号線は、出入口を含めて全線廃止します。

なお、東銀座出口と首都高の区間は、第 1 号線に編入します。

2 ① 都市高速道路晴海線の変更概要（素案）



最後に、都市高速道路晴海線です。

新京橋連結路の設置に伴い、晴海線は、第1号線と京橋付近での接続が困難になるとともに、晴海線の一部である新富町出口を廃止して入口化するため、今回の変更では、自動車専用道路として機能しなくなる下り線の一部を廃止します。

これに伴い、終点の位置を築地一丁目から築地四丁目に変更し、延長を約5,130mから約4,550mに変更します。

今後の計画見直しの方向性は、のちほどご説明します。

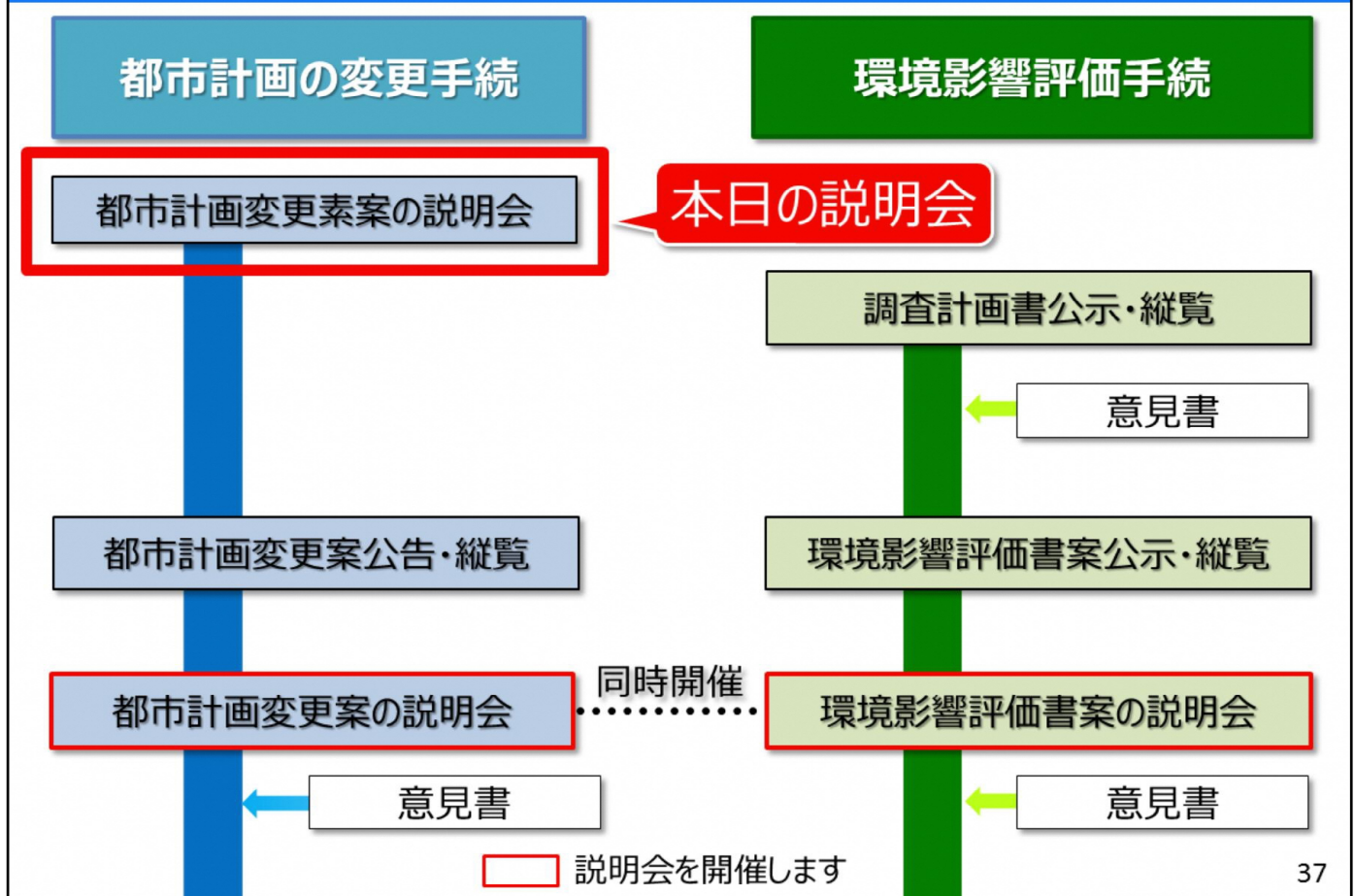
2 東京都市計画道路 都市高速道路第1号線等の変更（素案）

② 今後の進め方

36

続いて、都市計画の変更手続などの今後の進め方について、ご説明します。

2 ② 今後の進め方（都市計画・環境影響評価の手続）

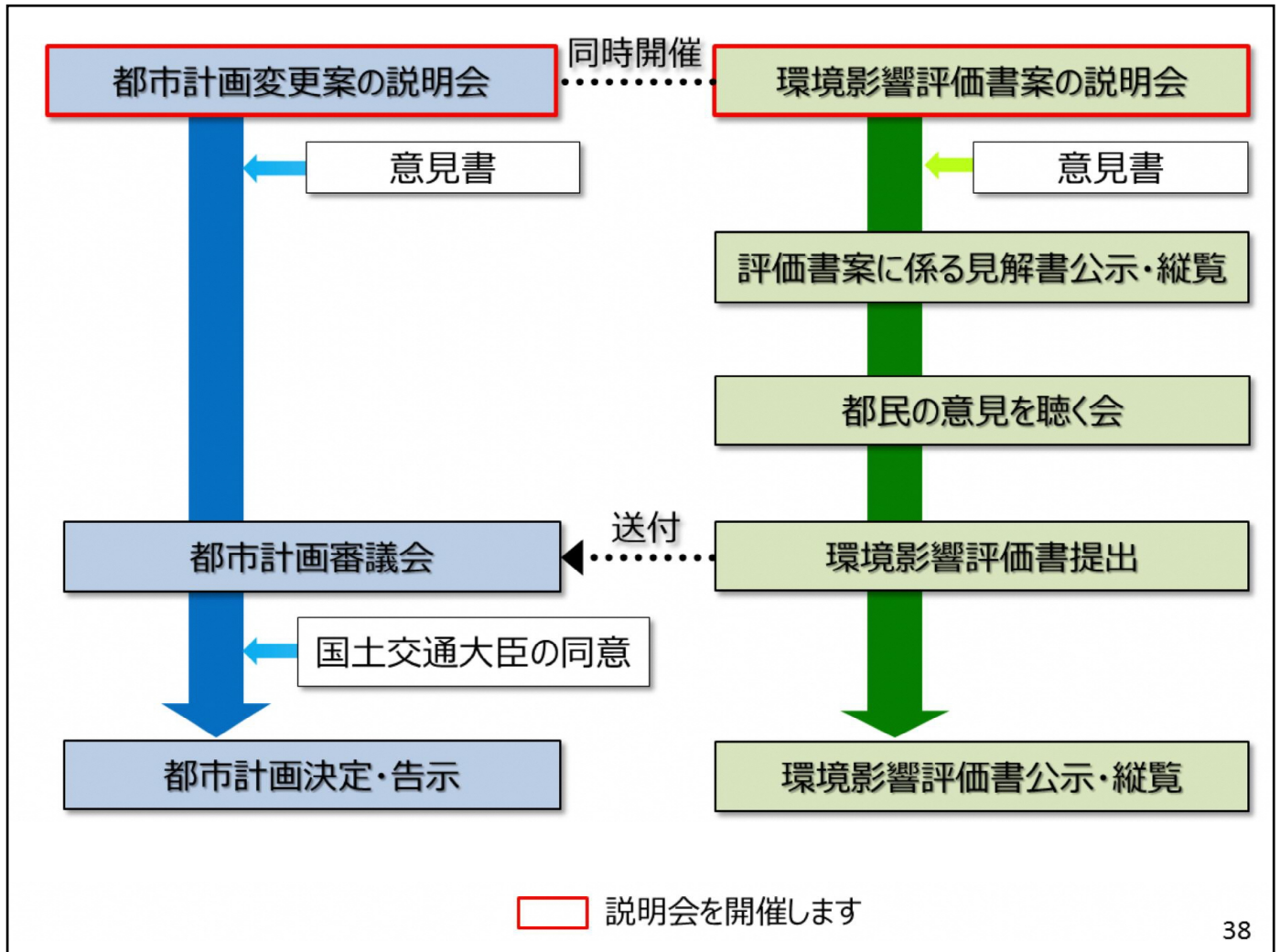


37

まず、都市計画の変更手続と環境影響評価手続について、ご説明します。

本日の説明会は、都市計画変更素案の説明会になります。今後、環境影響評価調査計画書を作成します。調査計画書の内容に対しては、意見書を提出できます。

次に、いただいたご意見などを参考に、都市計画変更案及び環境影響評価書案を作成し、両案に関する説明会を同時に開催します。両案の内容に対しては、意見書を提出できます。



都市計画変更案に対する意見書の要旨は、東京都の見解を付して、都市計画審議会に提出します。

環境影響評価書案の意見書に対しては、見解書を作成し、都民の意見を聴く会を経て、環境影響評価書を作成し、提出します。環境影響評価書は、都市計画審議会において、都市計画変更案を審議する際の参考とされます。

都市計画変更案は、都市計画審議会を経て、更に国土交通大臣の同意を得て決定します。

なお、公告や公示をする際には、東京都公報や東京都ホームページのほか、関係区の協力を得て区報でもお知らせします。

また、関係図書の縦覧は、都庁や関係する区役所で公開するほか、東京都ホームページでも公開します。

2 ② 今後の進め方（事業の手順）



説明会を開催します

39

次に、事業の手順について、ご説明します。

都市計画決定後、首都高速道路株式会社と東京都が事業者となり、都市計画事業の認可を取得する予定です。

その後、事業説明会を開催し、地域の皆様へ事業の内容について、改めてご説明します。

あわせて、用地補償説明会を開催し、地権者の皆様へ用地取得に係る手続などについて、ご説明します。

その後、工事説明会を開催し、工事内容などを詳細にご説明し、工事に着手する予定です。

ここまでが、都市計画道路の変更素案についてのご説明でした。

3 築地川区間と晴海線の計画見直しの方向性

①晴海線の延伸計画

②計画見直しの方向性

40

最後に、築地川区間と晴海線の計画見直しの方向性について、ご説明します。

3 ① 晴海線の延伸計画

- 都心と臨海部との連携強化等に寄与する路線として計画
- 未着手の築地～晴海間は、新京橋連結路と連続したネットワークを形成
- 江戸橋・箱崎JCTを避けて、都心と湾岸線の相互アクセスが可能



41

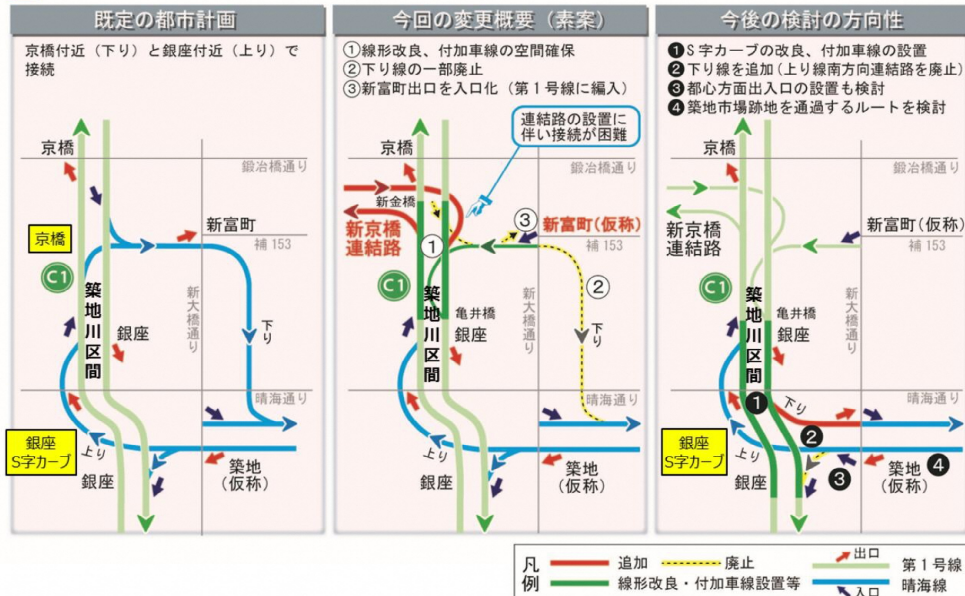
まず、晴海線の延伸計画についてご説明します。

晴海線は、都心と臨海部との連携を強化するとともに、臨海部の交通分散や利便性向上に寄与する路線として、1993年に都市計画決定され、これまでに晴海から東雲ジャンクションまでの区間が開通しています。

未着手となっている築地から晴海までの区間は、新京橋連結路と連続したネットワークを形成することで、首都高の中でも特に交通が集中する、江戸橋ジャンクションや箱崎ジャンクションなどの渋滞ポイントを避けて、都心と湾岸線の相互アクセスを可能にするなど、高い整備効果が見込まれます。

3 ② 計画見直しの方向性

■ 第1号線（築地川区間）と晴海線の接続形態



42

次に、築地川区間と晴海線の計画見直しの方向性についてご説明します。

左の図は、既定の都市計画を示しています。

晴海線の下り線は京橋付近で、上り線は銀座S字カーブ付近で、それぞれ、第1号線である築地川区間と接続する計画です。

真ん中の図は、先ほどご説明した今回の変更概要です。

新京橋連絡路の設置に伴い、晴海線の下り線を一部廃止します。

今後、周辺のまちづくりと連携し、築地川区間と晴海線の都市計画を見直します。その検討の方向性を右の図に示しています。

S字カーブを改良する銀座付近に晴海線の下り線を追加し、築地川区間の北側のみの行き来が可能な接続形態とします。

あわせて、築地川区間の分合流部において付加車線を設置します。

また、晴海線は、築地付近における都心方面出入口の設置や、築地市場跡地を通過するルートについて検討します。

お問合せ先

(都市計画に関すること)

- 東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課
 - ・TEL 03 (5388) 3294
 - ・〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二庁舎11階南側

(事業に関すること)

- 東京都 建設局 道路建設部 計画課
 - ・TEL 03 (5320) 5359
 - ・〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二庁舎7階北側
- 首都高速道路(株) 計画・環境部 都市環境創造課
 - ・TEL 03 (3539) 9390
 - ・〒100-8930 東京都千代田区霞が関1-4-1

令和4年2月4日（金）から令和4年2月17日（木）まで、
東京都都市整備局のホームページでご質問いただけます。
その間にいただいたご質問の要旨とそれに対する回答は、ホームページで公開します。
【URL】<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/pamphlet/>



43

最後に、都市計画変更素案についてのお問合せ先をお知らせします。

2月4日（金）から2月17日（木）まで、東京都都市整備局のホームページでご質問いただけます。その間にいただいたご質問の要旨とそれに対する回答は、ホームページで公開します。

以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。